

# 【重要】電気供給約款等の変更に関するお知らせ

## ＜料金の支払繰延規定の適用について＞

拝啓 平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件に関しまして、当社は、2025年4月1日付にて電気供給約款および別冊を改定し、その内容の一部を変更いたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。本書はご契約締結時にお送りしている申込確認書及び重要事項説明書とともに、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

当社は今後とも、より一層お客さま満足度の向上に努めてまいりますので、当社サービスの引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。なお、既にご解約済みのお客さまが入れ違いで本書を受領された場合は、ご容赦くださいますようお願いいたします。

敬具

記

### ■変更の概要

当社は、先般、一般社団法人日本卸電力取引所の電力市場価格が一定の基準を超えた場合に、電気料金の一部のお支払時期を繰り延べることを特色とするプラン（以下「Fプラン」と総称）やオプションサービス（「フラットオプション」）のご提供を開始いたしました。

これらは、お客さまの月々の電気料金の金額の変動幅を抑えることを期したサービスですが、諸々の検討の結果、当社といたしましては、この支払繰延をより幅広いお客さまに適用させていただくことが、更なるお客さま満足度の向上につながるとの判断に至りました。

上記判断に基づき、当社は、当社の電気供給約款および別冊を改定し、以下に記載の諸事項を変更いたします。

- ① 本書をお送りするお客さまのご契約内容に、支払繰延規定の適用を追加いたします。  
（※2025年4月の検針日以降に使用される電気の料金に適用）
- ② ①の変更に伴い、既に支払繰延規定が適用されていたお客さま（Fプランやフラットオプションをご契約済みのお客さま）について、繰延手数料のご請求を廃止いたします。また、フラットオプションとしてのご提供を終了いたします。  
（※2025年4月の検針日以降に使用される電気の料金について変更）

各事項の詳細は、以下の「■変更の内容」にてご確認くださいませようお願い申し上げます。

また、本書に記載の変更の対象となるご契約は、以下「■お客さまのご契約情報」に記載のとおりとなります。

上記の変更に伴い、お客さまにご対応いただく事項はございません。

変更内容についてご不明点などがございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

### ■お問い合わせ先

カスタマーセンター 0570-001-296（受付時間 10:00～18:00／定休日 土日・祝日・年末年始）

### ■変更の内容

#### ① 支払繰延規定の適用の追加

本書をお送りするお客さまのご契約につきまして、2025年4月の検針日以降に使用される電気の料金のお支払いに、以下の内容の支払繰延規定を適用いたします。

なお、F プランやフラットオプションをご契約済みのお客さまにつきましては、後述する繰延手数料のご請求の廃止を除き、既に適用されている支払繰延特約からの内容変更はございません。

|                   |  |
|-------------------|--|
| 支払期日の繰延           | 一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月 1 日からその月の末日までの期間に係るエリアプライス（お客さまの供給地点が属する供給区域のもの）の平均値（以下「JEPX エリアプライス平均値」といいます。）が一定の基準単価を上回った場合に、電気料金の一部の支払期日を繰り延べるものとします。   |
| 繰延金額              | 繰延金額は、以下の算定式によって求められる金額とします。<br>〔算定式〕<br>使用電力量 × (JEPX エリアプライス平均値(※1) - 基準単価(※2)) × (1 + 消費税率)<br><br>※1：N 月の検針日から N + 1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に適用する繰延金額は、N + 1 月の検針日の前日が属する月の 1 日から末日までの期間に係る JEPX エリアプライス平均値に基づき算定します。<br>※2：基準単価は、当社の電気供給約款別冊においてお客さまの供給区域ごとに定めるものとします。<br>なお、当社は、毎月 1 日時点において基準単価の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものとします。N 月 1 日時点の改定の場合、その年の N 月の検針日から N + 1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の基準単価により算定する繰延金額の適用を開始します。 |
| 繰延後の支払期日          | N 月の検針日から N + 1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金に係る繰延金額の支払期日は、N + 3 月の検針日から N + 4 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金の支払期日と同日とし、当社はこれらを合算して請求するものとします。<br><br>(例) 2024 年 11 月の検針日から 2024 年 12 月の検針日の前日までの期間分の電気料金に係る繰延金額は、2025 年 2 月の検針日から 2025 年 3 月の検針日の前日までの期間分の電気料金に合算して請求します。  |
| 電力供給契約が終了する場合の取扱い | 電力供給契約が終了するときは、当社は、未請求の電気料金について繰延を適用しないものとし、既に適用している繰延金額のうち未請求のものについては、電力供給契約の終了日が属する算定期間分の電気料金に一括して合算し、請求するものとします。  |

## ② 繰延手数料のご請求の廃止等（※F プランやフラットオプションをご契約済みのお客さま）

F プランもしくはフラットオプションをご契約済みのお客さまに関しまして、2025 年 4 月の検針日以降の期間に使用される電気の料金につき、支払繰延の適用に基づく繰延手数料（※繰延金額の 1 パーセント相当額）のご請求を廃止いたします。

また、既にフラットオプションをご契約済みのお客さまに関しまして、今後はオプションサービスとしての追加によらずに支払繰延規定が適用されることとなりますため、2025 年 4 月の検針日の前日をもって、フラットオプションとしてのご提供を終了いたします。

以上